

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

平成29年度 保険料額決定通知書等の送付について

平成29年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。
保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月	通知書に記載		
8月			
9月			

- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通達に記載している金融機関から振り替えていただきますので、手続は必要ありません。

新しい被保険者証の送付について

現在お持ちの桃色の被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。8月以降ご使用いただく被保険者証を7月中旬にお送りします。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成30年7月31日

被保険者番号 ○○○○○○

住所 大分県○○市○○町○○番地○○

氏名 広城 太郎 性別 男

生年月日 昭和○○年○○月○○日

資格取得年月日 平成○○年○○月○○日

有効期日 平成○○年○○月○○日

交付年月日 平成○○年○○月○○日

一部負担金の割合 ○割

保険者番号 ○○○○○○

保険者名 大分県後期高齢者医療広域連合

注意事項

- 1 後期高齢者医療等について診療を受ける際は、必ずこの被保険者証をその窓口で提示してください。
- 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの被保険者証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この被保険者証を添えてください。
- 3 この被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この被保険者証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届出書を、市町村に提出してください。
- 4 有効期限を経過したときは、この被保険者証を使用することはできません。また、有効期限内でも、負担割合等記載内容に変更があった場合、新しい被保険者証が交付されますので、それまでお持ちの被保険者証はすみやかに返還してください。
- 5 不正にこの被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この被保険者証を返還していただくことがあります。

- 新しい被保険者証は、書留郵便にてお送りします。8月以降は、新しい被保険者証をご使用ください。
- 新しい被保険者証は黄色で、有効期限は、平成30年7月31日です。
- 「一部負担金の割合」は、平成28年中の所得に基づいて判定します。
- 被保険者証は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 被保険者証は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。

平成29年度 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付

住民税非課税世帯で、外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、減額認定証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となり、入院時の食事代が減額されます。申請先は、後期高齢者医療の担当窓口（4番窓口）です。手続き方法など詳細は津久見市健康推進課国保年金班にお問い合わせください。
※現在、減額認定証をお持ちの方で、平成29年度の住民税が非課税世帯に属する方（課税世帯に変更になった方や同一世帯に住居税未申告者がいる場合を除く）には、7月中旬以降に新しい減額認定証をお送りします（保険料額決定通知及び被保険者証とは別に送付します）ので、手続きの必要はありません。

【非自発的失業者の保険料の減免について】

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合または健康推進課国保年金班にお問い合わせ下さい。

● 問い合わせ先 / 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
● 申請窓口 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4111(内線137)